

MP3ファイル作成時の留意点

VICSについてのお問い合わせ

MP3 (エムピースリー) とは

MPEG 1 Audio Layer3の略称。MPEGはビデオCDなどに採用されている映像圧縮規格です。MP3は、MPEGの音声に関する規格に含まれる音声圧縮方式のひとつで、人間の耳に聞こえない範囲の音や大きい音に埋もれて聞き取れない音を削る処理などにより、音質を保ったまま小さなファイルに圧縮することができます。

MPEG2 Audio Layer 3 LSF、MP3i、MP3 PROは、本機で再生できません。
WMA形式の音楽ファイルは、本機で再生できません。

音楽データをMP3ファイルにエンコード (変換) するときは

サンプリング周波数 : 「44.1 kHz」に設定してください。推奨
ビットレート : 「128 kbps以上」の「固定」に設定してください。推奨

可変ビットレート (VBR) で記録されたファイルは、再生できません。
再生時の音質は、使用したエンコーダソフトやビットレートなどの設定によって異なります。
詳しくは、エンコーダソフトの説明書をご覧ください。

MP3ファイルには、必ず拡張子「.MP3」を付けてください

「.MP3」以外の拡張子を付けた場合や拡張子を付けなかった場合は、ファイルの本機に保存できません。

MP3ファイル以外のデータには、拡張子「.MP3」を付けしないでください

MP3ファイル以外のデータに拡張子「.MP3」を付けて本機に保存しても、本機では再生できません。

プレイリスト機能には対応しておりません

本機では、ファイル/フォルダを50音順に並べ替えて再生されます。
ファイル名/フォルダ名の頭に「01」～「99」などと入力することで、順番を設定できます。

ファイル数/フォルダ数/容量の制限について

フォルダの階層数 : 8階層
ファイル/フォルダ数 : 1フォルダにつき、ファイルとフォルダの合計が99まで
容量 : 約900MBまで (1曲4.5 MB として、約200曲)
ビットレート128 kbps、サンプリング周波数44.1 kHzでエンコードした場合、おおよその目安です。

文字の表示上の制限について

対応文字形式 : JIS形式 (漢字は第1水準まで)
ファイル名/フォルダ名 : 半角26文字 (全角13文字) まで (拡張子含まず)
ID3 Tag : アルバム名 / タイトル名 / アーティスト名それぞれ半角32文字 (全角16文字) まで

ID3 Tagについて

本機では、ID3 Tag Ver.1.x、ID3 Tag Ver. 2.xに対応しています。
アルバム名 / タイトル名 / アーティスト名を表示できます。

著作権について

音楽などの著作物を個人的に楽しむ場合などを除き、著作権者の許諾を得ないで複製 (録音)、配付、配信することは著作権法で禁止されています。十分ご注意ください。

お知らせ

本機にはMP3エンコーダソフトは付属されておりません。
フォルダの中にMP3ファイルがない場合でも、本機ではひとつのフォルダとして数えます。
使用したSDメモリーカードリーダー/ライターの相性によって正常に再生されなかったり、正しく表示されない場合があります。
使用したエンコーダソフトの種類やバージョンによっては、本機で再生できない場合があります。

VICSの車載機の動作、その他に関するもの
VICSのサービスエリアに関するもの
その他、上記に類するもの

これらの内容は、お買い上げいただいた販売店またはお近くの「ご相談窓口」(別紙参照)にお問い合わせください。
VICSの概念、計画、または表示された情報内容に関することは、(財)VICSセンターへお問い合わせください。
(但し、地図表示型の表示内容は除く)

(財)VICSセンター (東京センター)

電話受付 番号	9:30~17:45 (土曜・日曜・祝祭日を除く) 0570-00-8831 (全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。 携帯電話/PHSからはご利用できません。)
携帯電話/PHS専用	03-3592-2033 06-6209-2033
FAX受付 FAX番号	<24時間> 03-3592-5494

VICS削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報 (渋滞や混雑の矢印など) を地図上に表示するためあらかじめ地図ディスクに情報提供用の単位 (以下、VICSリンクと称します) を設定しています。道路形状や交通施設の変化にともない、より正確な情報提供をするため、必要に応じ、毎年、VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を継続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われますが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。
このため、VICSによる道路交通情報 (渋滞や混雑の矢印など) の表示は「本製品」発売後、3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。より正確に情報を表示するためには、HDDのデータを最新の年度更新版データに更新していただきますようお願い申し上げます。
(本製品に付属の地図データのVICSリンクは2002年9月版です)

VICS情報有料放送サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 財団法人道路交通情報通信システムセンター (以下「当センター」といいます。) は、放送法 (昭和25年法律第132号) 第52条の4の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款 (以下「この約款」といいます。) を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
(1) VICSサービス : 当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
(2) VICSサービス契約 : 当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約
(3) 加入者 : 当センターとVICSサービス契約を締結した者
(4) VICSデスクランブラー : FM多重放送局からのスクランブル化 (攪乱) された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには、次の種類があります。
(1) 文字表示型サービス : 文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
(2) 簡易図形表示型サービス : 簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
(3) 地図重畳型サービス : 車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。